



(財)国際研修協力機構

常務理事・総務部長

満 島 章

ためには、財政の制約もあり、報告負担も増大するので、一方で、時代的使命を終えた統計調査のスクラップを徹底しなければなりません。報告者の理解と協力なくして統計の正確性の確保はできないのです。

もう一つは、国際協力のもとに、国際比較可能な統計の整備に(社会・環境統計など)、日本は率先して努力してほしいものです。

## ②地方の時代

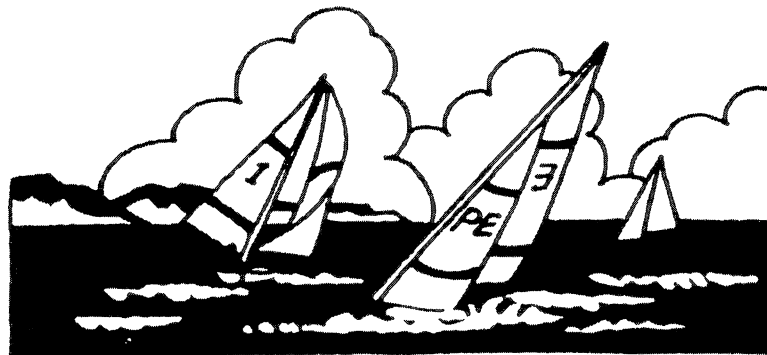
国の統計調査では、92年から企業活動のボーダレス化、サービス化等を明らかにする「通商産業省企業活動基本調査」がスタート、93年には「土地基本調査」が実施されるなど、新しい分野が切り開かれつつあります。これらの統計は各地域でも十分活用できるよう結果表章の工夫がなされるでしょうが、もう一步踏み込めば、国の統計と連携をとりつつも、地方独自でそれぞれの地域のニーズに応じた統計を開発整備すべきでしょう。

地域の抱える問題は、環境問題、高齢化問題、健康問題、サービス業・消費生活・ボランティア活動・外国人の活動の実態把握等々、山ほどあります。こうした分野の統計が整備されてこそ、個性的な魅力ある地域造りが可能になるでしょう。

☆ ☆

統計は昔から私の恋人の一人です。そそっかしいので随分統計の誤用もし、彼女(統計)から嫌われてきたと思うのですが、真心こめて付き合い合っていると、統計の不正確さを含めて世の中のことをよく教えてくれます。これからも大いに頼りにしていきたいと思います。皆で世界市民の共有財産である統計を大切に守り育てようではありませんか。

国際研修協力機構でも外国人研修生・技能実習生などに関するデータの蓄積が進んでいくと思いますので、逐次関係統計を世の中に提供していきたいと考えています。





## 平成5年住宅統計調査について

— 豊かさは 住みよい環境 住まいから —

### 調査の概要

住宅統計調査は、我が国における住宅及び世帯の居住状況の実態を調査し、その現状と推移を全国及び地域別に明らかにすることにより、住宅関係諸施策の基礎資料を得ることを目的とするものです。この調査は、昭和23年の第1回調査以来5年ごとに実施されており、今回はその10回目に当たります。

### 今回調査の特徴

近年、生活水準の向上や住宅数の充足等により、我が国の住生活に関する関心は、住宅の量的な面から質的な面へと移ってきています。

このような状況の中で、今回の調査では、「生活大国5か年計画」や国及び都道府県の「住宅建設五箇年計画」などに示された近年の政策課題に対応して、特に、次のような点をねらいとしています。

- (1) 住宅の設備、住環境等に関する調査項目を充実し、住宅の質に関する実態を明らかにする。
- (2) 高齢者のいる世帯の住宅及び居住状況の実態を明らかにする。
- (3) 人口の都市集中の影響等を把握するため、大都市圏などにおける住宅及び世帯の居住状況の実態を明らかにする。
- (4) 市区別の集計を拡充することなどにより、地域的なニーズにこたえられる統計を提供する。

### 調査の法的根拠

住宅統計調査は、統計法(昭和22年法律第18号)に基づく指定統計調査(指定統計第14号)で、その実施については、住宅統計調査規則(昭和57年総

理府令第41号)により行われます。

### 調査の時期

調査は、平成5年10月1日現在で行います。

### 調査の地域

平成2年国勢調査の調査区の中から、標本調査の理輪によって、全国平均で約5.5分の1の調査区を抽出し、これらの調査区において平成5年2月1日現在で設定した区域(単位区)のうち、総務庁長官が指定する単位区(「調査単位区」といいます。)を調査の地域とします。

### 調査の対象

調査単位区内にあるすべての「住宅」及び「住宅以外で人が居住する建物」並びにこれらに居住している「世帯」を調査の対象とします。

### 調査の事項

次の事項について調査します。

- (1) 住宅及び住宅以外で人が居住する建物に関する事項
- (2) 住宅に関する事項
- (3) 世帯に関する事項
- (4) 家計を主に支える世帯員又は世帯主に関する事項
- (5) 住環境に関する事項

### 調査の系統

調査は、総務庁統計局を主管部局として、総務庁長官—都道府県知事—市町村長—指導員—調査員—世帯の系統により行います。

総務庁統計局統計調査部  
国勢統計課

## 調査の方法

(1) 調査員は、9月23日から30日までの間に、担当調査単位区を実地に踏査し、2月1日現在で作成されている単位区設定図の記入内容を確認するとともに調査対象名簿を作成して、世帯ごとに調査票を配布します。

また、10月1日から7日までの間に各世帯を再び訪問し、世帯が記入した調査票を確認の上、収集します。

(2) 調査票はマークシート形式の世帯票で、それに記入する事項のうち大部分の事項は世帯主(又は世帯の代表者)が記入し、一部の事項は調査員が世帯主等に質問するなどして記入します。

## 集計及び結果の公表

(1) 調査票は、市町村、都道府県で審査した後、総務庁統計センターに集められ、光学式マーク読取装置(OMR)によって読み取り、電子計算機を用いて集計します。

(2) 主な集計事項は次のとおりで、全国並びに都道府県、市区及び大都市圏別に集計します。また、その結果は、集計完了次第、報告書等により公表します。

- ア 住宅数、住宅以外で人が居住する建物数及び世帯に関する総括的な事項
- イ 住宅の種類、所有関係、建て方、建築時期、構造、建物の階数及び破損の程度に関する事項

- ウ 住宅の規模に関する事項
- エ 住宅の設備に関する事項
- オ 住宅の敷地に関する事項
- カ 世帯の種類・構成・人員と住居の状況に関する事項
- キ 居住密度及び居住水準に関する事項
- ク 持ち家の建て替え・購入・新築に関する事項及び増改築に関する事項
- ケ 家賃又は間代に関する事項
- コ 家計を主に支える人と居住の状況に関する事項
- サ 住環境に関する事項
- シ 高齢者世帯及び高齢世帯員のいる世帯の状況に関する事項

## 結果の利用

調査の結果は、住宅関係諸施策の立案・実施やその達成度を判定するために必要な基礎資料となるとともに、都市計画、宅地開発計画などの資料として広く利用されます。

例えば、

- ① 国や地方公共団体の住宅建設五箇年計画や開発計画等の立案・実施
  - ② 国民所得その他の国民経済計算の推計や、住居の面からみた国民の生活水準などの測定
  - ③ 大学や研究機関での都市・住宅・防災問題等の研究
- などの基礎資料として用いられます。

